

学生と教職員の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に関する学長メッセージその2

4月1日付けで新型コロナウイルス感染症に関する「学長メッセージ」を発信したところですが、本日はこれに続いて新潟医療福祉大学の学生、教職員の皆さんに、新型コロナウイルス感染症に対する本学としての方針をお示しします。

1) 本学における危機管理の原則について

4月1日のメッセージにもお示した通り、危機管理の大原則は「一旦全てのルートを閉じ、安全が確認されたルートから開放していくこと」です。本学の対応もこの原則に従います。学生から感染のクラスターが発生し、近隣の広範囲の自治体に感染が拡大してしまった事例が報告されています。ほとんど無症状の感染者が、自覚症状がないままに行動して、多くの人たちに感染を広める spreader となっていました。こうした事態は何としても避けなければなりません。誰もが感染して、さらに感染を広める役割を果たし得ることを自覚し、慎重に行動しなければなりません。国民一人一人の行動変革を求めたドイツのメルケル首相のメッセージを紹介します。これを他人事と捉えてはなりません。

東京ではすでに感染経路を追跡できない陽性者が約半数を占めるに至り、クラスターの発見、追跡、隔離という対策が採れなくなっています。新潟県では陽性者は30名を超えたところですが、まだクラスターの発見と早期対応が有効なレベルにあると認識しています。「本学からクラスターを発生させない」という強い自覚を全員で共有しましょう。

2) 日常生活上の留意事項の遵守について

新型コロナウイルスは人から人への感染によって拡大する「感染症」ですから、対策は人との接触を極力制限することに尽きます。「3密」といわれる「密閉」空間で人と「密集」、「密接」すれば、感染する可能性が高くなりますので、そのような環境を避けなければなりません。4月1日付けの学長メッセージの感染防御に関する部分を再掲します。

- (1) 不用意に人に触れないこと、
- (2) 誰かに触れる前後には必ず手を洗うこと、
- (3) 人と安全な距離を保つこと（およそ2メートルです）、
- (4) 自分の顔に触れないこと（顔に付着したウイルスを体内に取り込まないために、顔に

触れた手で口や鼻に触れないこと、そのためにマスクをすること、何かを口にする前には必ず顔に触れた手を洗うことです)、

(5) 万一体調不良(発熱、倦怠感、咳、味覚・嗅覚の異常など)を自覚した場合は、大学に來ないで、学生は学務部学生課(025-257-4500)、教職員は人事課(025-257-4424)に連絡し、指示を仰ぐこと、

です。これらの事項を改めて徹底してください。

昨日は北海道大学病院感染管理部が公開している標準的感染防止策 (standard precautions) を紹介しましたが、これは病院における感染症対策に含まれているものでした。今回はさらに弘前大学医学部学務委員会が3月26日に公表した学生向けの感染対策マニュアルを添付しますので、内容をよく確認してください。

3) 授業と実習について

本学の授業開始は4月24日、あるいは5月1日の2案を想定して準備しており、4月10日に危機管理対策委員会を開催して、授業開始の日時を決定する予定でした。しかし、4月24日から授業を開始するためのオリエンテーションは4月20日から開始する必要があるため、本日開催した危機管理対策委員会において、この第1案の日程は破棄し、5月1日授業開始の第2案、あるいは、さらなる第3案を選択することとしましたので、お知らせ致します。また、授業を開始する場合も、当面はメディア授業が主体となります。全員を集めての講義は「標準的防止策」を遵守して対応していただくこととなりますが、教員の皆さんにはこの機会に、メディア授業の準備を始めていただくようお願い致します。

学外実習については、2月28日に文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局などの連名で「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」という通知が出ています。ここでは「学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」とあります。その後、さらなる通知は出ていませんので、本学もこれに従って、学外実習を学内実習や演習に振り替える用意をしています。

このため、来週から始まる予定の学外実習も一旦中止とし、当面はメディアを利用した座

学に振り替えることとします。再開の見通しを現時点で立てることは困難ですが、今後、安全が確保された段階で実習を再開することとします。

すでに学外実習のために宿泊施設を予約している学生は、各学科の実習担当者に申し出て、予約キャンセルのための対応をサポートしてもらってください。

4) サークル・ボランティア・アルバイト活動について

繰り返しますが、新型コロナウイルスに感染しないため、人に感染させないためには、人との接触を極力避ける必要があります。したがって、学生の皆さんの学内外におけるサークル活動、およびボランティア活動は一旦すべて禁止とします。県内での活動といえども、指導教員は学生を複数名引率して学外活動を行うことは避けてください。

学生の皆さんは本学での生活以外の場面で、アルバイト活動のために感染するリスクも負っています。特に首都圏では、居酒屋、カラオケ、ライブハウス等から若者を中心に感染が拡大しており、現在最も重大な感染源の一つと考えられています。密閉された空間で、不特定多数が密集、密接する場所への出入りやこうした場所でのアルバイト活動は、自身の健康のみならず、皆さんの大切な家族や本学の仲間たちの健康にも深刻な影響を及ぼしかねません。このことを自覚して行動してください。本学はアルバイト活動もできる限り自粛を求めます。経済上どうしてもやむを得ない場合は、必ず上記の留意事項を守り、感染リスクを最小限に抑えてください。本学内にクラスターを形成させてはなりません。

強化クラブの活動も同様の対応を求め、活動は一旦禁止とします。この期間のクラブの活動については、指導者の指示に従ってください。

5) 県外への外出、および県外からの来学者の受け入れについて

本学を訪問する県外者が感染していない保証はありません。本学内でのミーティングにより感染する可能性を排除できません。教職員に対しては、3月27日に新潟と東京、大阪との往来は禁止とされています（自粛ではありません）。東京、大阪だけが汚染地域ではありませんので、県外への往来は禁止と考えてください。

今回は学生の皆さんにも教職員と同様の対応を求めます。既に県外にいる学生、教職員には、来学する14日前に新潟に戻ることを、その後の待機中は検温などの健康状態のチェックを続け、所属長に異常がないことの確認を得てから復帰するよう求めます。これを14日ルールとします。授業開始の予定日時が当初のお知らせよりも遅れることとなりますが、学生の皆さんにはなるべく早い時期に新潟に入り、健康状態のチェックを始めていただくようお願いいたします。併せて、近く開始されるメディア授業に対応できるよう準備を始めてくださ

い。

県外からの来学者に対しても、この 14 日ルールを適用します。14 日前に新潟入りして、その後の健康チェックで問題のない方は来学可です。そうでない方を学内に受け入れることは避けてください。

6) 研究活動について

わが国はウイルス検査数を制限し続けているために、感染の実態は把握できません。必要以上に恐れることはないという意見もありますが、インフルエンザ並みとして軽視することも断じてできません。誰にでも感染するリスク、感染を拡大してしまうリスク、重症化するリスクがあります。

しかし、本メッセージは、必要な防御措置を講じた上で実施される研究活動まで制限するものではありません。外部から被験者を招く、3人以上が集まって「3密」の状態で行う、などは避けるべきですが、安全が確保された環境では、学内で大いに研究を続けてください。

7) 今後の方針について

現時点での大学としての対応策は以上です。本メッセージは4月20日まで有効とします。今後も事態の推移によって新たなメッセージを発信しますので、本学からの発信を常にチェックし、必ず内容を把握して、本学の構成員として統一した対応が取れるようにしてください。新潟医療福祉大学をこの感染症から守ることができるか否かは、皆さん一人一人の行動にかかっているのです。

2020 年 4 月 3 日

新潟医療福祉大学

学長 西澤 正豊